

〒

第B007777号

平成18年7月27日

住所

## 弁明通知書

宛 名 様

群馬県公安委員会

あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を次のとおり行いますので通知します。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。

弁明通知書番号	第42-103-070724-000000号
弁明の件名	放置違反金の納付命令に関する件(第42-103-070724-000000号)
予定される納付命令の内容	金15,000円 の放置違反金の納付命令
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項
納付命令の原因となる真実	あなたが使用する下記の車両が、下記のとおり、放置車両と認められたこと。 違反日時 平成18年7月24日 午後12時34分 違反場所 群馬県前橋市元総社町80番地4付近道路 違反車両番号 群馬300な 違反態様 道路交通法第45条第1項違反
弁明書の提出先	群馬県公安委員会(交通部交通指導課駐車対策係担当) 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町80番地4
弁明書の提出期限	平成18年8月8日 必着
備考	上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合または当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、納付命令を受ける事はありません。

注 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。
- 2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

## 1 早期に手続きを終結させたい方へ（仮納付制度）

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続きを終了させたい々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合において、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、次の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金銭が放置違反金の納付とみなされますので（道路交通法第51条の4第10項）、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続きを行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。

## 2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。仮納付の期限経過後は、同封の仮納付書による納付はできません。
- (2) 仮納付の場所は、仮納付書裏面記載の金融機関です。
- (3) 仮納付するときは、同封の仮納付書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。仮納付書の第一片は、領収書としてあなたに渡されます。  
なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令の場所  
群馬県公安委員会の掲示板（群馬県前橋市元総社町80番地4所在）
- (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を（4）の掲示板に表示することにより行います。

## 3 車検拒否制度及び車両の使用制限命令に関するお知らせ

- (1) 放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- (2) 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町80番地4  
交通部 交通指導課 駐車対策係  
電話番号 (027) - 253 - 0110